

デジタルエコノミーと税制研究会

デジタルエコノミーと税制

－ 税と社会保障の連携による給付付き税額控除の実現 －

2025 年 11 月

はじめに

当研究会報告書で 2020 年以降毎年継続して取り上げてきた給付付き税額控除の実現可能性が、いよいよ高まってきました。わが国では、これまで麻生内閣の定額給付金、軽減税率、コロナ給付金、岸田定額減税など四回にわたり、給付付き税額控除の議論が高まった時期がありました。今回は複数政党が賛同し、これまでに増して実現の可能性が高まっている感があります。

当研究会では、これまで「デジタルエコノミーの発達と税制の課題」（2018 年）、「ギグエコノミーと国際課税」（2019 年）、「デジタル・セーフティネットの構築に向けて」（2020 年）、「税制のデジタルトランスフォーメーション」（2021 年）、「デジタル・セーフティネットの基盤整備」（2022 年）、「所得情報と社会保障給付の連携」（2023 年）、「税と社会保障によるデジタル・セーフティネット」（2024 年）を提言してきました。当研究会が 2023 年の報告書から提唱している「ガバメント・データ・ハブ」の構築は、2025 年 4 月の令和臨調の提言に取り上げられました。当研究会で一貫してテーマにしてきた税と社会保障（給付）の連携の必要性は今後ますます重要になると考え、今回は「税と社会保障の連携による新たな給付の実現」をテーマとして取り上げています。

新たな取組は、制度とシステムの両方がそろって実現が可能になります。デジタル社会のインフラとしてのマイナンバーカードの普及・活用が進むことで、月次の所得に基づくプッシュ型給付、資産・資産性所得を勘案した社会保障の負担と給付（デジタル・セーフティネットの構築）、個人住民税の現年課税化等、これまでは実現が困難と考えられていたことが可能になると期待しています。働き方改革、二拠点生活、AI、暗号資産や Web3.0 等、社会の変化や技術革新による新たな所得や資産の形への対応も必要です。社会の転換期を迎え、既存の制度やしくみの延長ではなく、税制や社会保障制度について、本来あるべき姿から考え直すべき時が来たと考えています。

デジタルエコノミーの時代が到来したと言われますが、それをめぐる知見はそれぞれの専門家・専門分野に限定されがちです。この研究会では、税法、税務実務、法務、金融、AI、デジタルエコノミーなどに詳しい専門家が集まり、デジタル時代の税制や税務行政のあり方をバランスよく議論をしていくことを目指していきたいと考えています。

最後に、研究会の運営、報告書の作成について、全面的にご尽力いただいた本研究会の事務局、株式会社 NTT データ経営研究所の稲葉由貴子さん、三田雄登さんには、厚く御礼申し上げたいと思います。

2025 年 11 月

「デジタルエコノミーと税制研究会」座長

東京財団シニア政策オフィサー ジャパン・タックス・インスティテュート代表理事

森信茂樹

デジタルエコノミーと税制研究会について

本研究会は、森信茂樹東京財団政策研究所研究主幹、ジャパン・タックス・インスティテュート代表理事を座長とし、「デジタルエコノミーの健全な発達と調和した税制のあり方」についての提言を行うことを目的とする研究会です。2006 年から 11 年間にわたり報告書を出してきた「金融税制・番号制度研究会」を引き継ぐ形で、2017 年 9 月に第 1 回会合を開催しました。モノからサービスへの転換、ユーザーの参加するプラットフォームという発明、企業価値の無形資産化、背後にあるビッグデータの存在と人工知能（AI）の発達による新たなビジネスモデルなど、多くの経済社会の変化をもたらしたデジタルエコノミーの発達が、課税の世界にも大きな影響を及ぼすことについての問題意識が背景にあります。

最初の報告書は 2018 年 11 月に公表しました。本提言は一般社団法人ジャパン・タックス・インスティテュートのホームページ（<http://www.japantax.jp/teigen/index.htm>）にて公開しています。

今後はギグエコノミーとプラットフォームの位置づけ、AI の生み出す価値の研究、Web3.0 社会への税制の対応など、引き続き様々な分野について検討を行い、タイムリーな提言を行っていきたいと考えています。

デジタルエコノミーと税制研究会

デジタルエコノミーと税制

－ 税と社会保障の連携による給付付き税額控除の実現 －

2025 年 11 月

目次

1	日本社会の現状.....	1
1.1	物価高騰と米国関税政策の影響.....	1
1.2	給付と減税を巡る議論.....	1
2	税と社会保障の連携と給付付き税額控除.....	3
2.1	給付付き税額控除とは.....	3
2.2	英国のユニバーサルクレジット.....	4
2.3	所得情報の正確・迅速な把握.....	6
2.4	ガバメント・データ・ハブ（仮称）の提言.....	7
2.5	社会保障の応能負担.....	10
3	デジタル技術と税制.....	11
3.1	BEPS2.0/デジタルサービス税/デジタル広告税.....	11
3.2	暗号資産と税制.....	12
3.3	税制のデジタル・トランスフォーメーション.....	13
4	デジタルエコノミーと税制研究会メンバー.....	16
5	研究会の開催概要.....	17
6	引用・転載について.....	18

1 日本社会の現状

2025 年度の地域別最低賃金は、引き上げ額が 66 円と過去最大を記録した。人手不足下における人材獲得競争と、「物価上昇を上回る賃上げの普及・定着」という政策目標が背景にある。一方で中小企業にとっては負担が大きく、生産性向上や価格転嫁、財政支援等により吸収ができるかが課題になる。

1.1 物価高騰と米国関税政策の影響

世界的な原材料価格の高騰やエネルギー価格の上昇、人手不足や賃上げに伴う人件費上昇、物流費上昇等の影響の価格転嫁の拡大、円安基調の定着にコメ不足も加わり、消費者物価指数は前年同月比約 3%の上昇が続いている。特に生活に直結する食品や電気・ガス等の値上がりから、消費者マインドへの影響が大きくなっている。

一方、米国トランプ大統領の 8 月の相互関税の発動により、世界経済は成長が押し下げられると予測されている。7 月の日米間の交渉合意に続くトランプ大統領による大統領令の署名により、日本経済の不確実性は一定程度低下したが、関税引き上げに伴う米国への輸出減少が景気減速につながる事が懸念される。関税政策の影響は米国内でもまだ明確ではないため、今後の経過を注視する必要がある。

米国の関税交渉は必ずしも貿易不均衡を対象としたものとは限らず、カナダとの関税交渉では協議打ち切りを宣言して、デジタルサービス税（DST）の徴収開始直前での撤回を引き出した。既に一部の国で DST が導入されている EU との貿易協議に関する共同声明には DST に関する条項は盛り込まれていないが、撤廃を求める圧力は継続している。関税政策は対ロシアへの圧力や違法薬物の密輸入阻止としても利用されているほか、米国内で権限の逸脱であるとの判決が出される等もあり、引き続き動向を見守っていく必要がある。

いずれにしても、内外経済の先行き不透明性が高まる中で、わが国最大の課題である「成長と分配の好循環」をどう実現していくのが問われている。

1.2 給付と減税を巡る議論

7 月の参議院議員選挙は、物価高騰に対する家計支援策として、給付金と消費税減税/廃止が争点となった。現金給付の立場からは、減税の実現には法改正等が必要となり時間がかかることや社会保障財源である消費税収が減少することが問題視され、消費税減税/廃止の立場からは、そもそも逆進的と言われる消費税を廃止すべきや、食料品の値上げに配慮し、家計の負担抑制につながる食料品にかか

る消費税率の一時的な引き下げ等の主張がなされた。それぞれの効果については、単発的な現金給付については消費とは直接的に結びつきにくいことが指摘され、消費税減税/廃止については消費して初めて恩恵が得られることから消費刺激効果は大きいとする一方で、高額消費をした方が減税額が大きくなる逆進性や、一時的な減税の場合、税率を元に戻す時の反動やそもそも元に戻せなくなること、減税は需要刺激効果があり物価上昇を加速しかねないこと等の懸念が示された¹。

当時の世論調査や参議院議員選挙の結果からは、民意は給付金よりも消費税減税を支持したとも考えられるが、いずれの主張も物価高騰に対処するものではなく、また本当に必要な個人または世帯を対象としているわけではないため、選挙目当てのバラマキとの批判を否定しえなかった感がある。税と社会保障の連携により、バラマキではない、真に支援を必要とする者にターゲットを絞ったより効果的な施策への転換を図っていく必要がある。

¹ 日経「エコノミクスパネル」の調査では、日本経済の現状を踏まえ、減税や財政出動などの経済対策を行うことには 60%超が不適切と回答し、消費税の一時減税には約 85%が不適切と回答した。

2 税と社会保障の連携と給付付き税額控除

2009 年のリーマンショック後の景気対策、2020 年の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策をはじめとして、家計支援を名目とする定額給付が行われてきたが、これまで行われてきた給付は、全国民（外国人登録原簿に登録している者を含む）または住民税非課税世帯のいずれかが対象とされてきた。住民税非課税世帯は所得が一定基準以下の世帯であるが、対象の所得が前年の年間収入であること、所得が少なければ資産の多寡は無関係で、金融資産などの資産を多く保有する高齢者も受給対象に含まれることから、本当に支援が必要な個人または世帯が対象とは限らない問題がある。支援が必要な者への給付のためには、所得や資産に関する情報の正確・迅速な把握を進めていく必要がある。

2.1 給付付き税額控除とは

当報告書では、これまで給付付き税額控除のわが国への導入を提言してきた。参議院議員選挙では複数の政党が給付付き税額控除の実現を公約に掲げたほか、公約としては掲げなかったが政策として主張している政党もあった。給付付き税額控除は、課税所得から控除しきれない控除額を給付する、給付と減税（税額控除）が一体化した税制のしくみで、勤労インセンティブを刺激し、自助努力による生活水準の向上を図るという考え方（ワークフェア）のもとに、1970 年代以降、米国、英国、ドイツ、カナダ、オランダ、韓国等で導入されている。基礎控除等、税制上の控除と給付との一貫性が担保されるしくみで、わが国では 2007 年 11 月の税制調査会答申「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」で取り上げられて以降、数次にわたり議論・検討がなされてきた。

2024 年 6 月に岸田文雄首相の下で実施された給付金・定額減税一体措置は、一種の給付付き税額控除と捉えることも可能である。調整給付により、1 世帯 10 万円の給付を受けられた住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯と、10 万円の給付を受けられない住民税所得割課税世帯の間で措置の効果に逆転が生じないようにしたことも、給付付き税額控除の趣旨と類似している。一方で、実施主体となった地方自治体には、減税と給付の差額である調整給付の計算事務等、多大な負担をかけた。定額減税の調整給付の対象が所得税と住民税の所得割であったことによる課題はあったが、この実施を踏まえ、的確な給付の実施には所得情報の正確な把握、および税と社会保障の連携が必要であることが再認識された。

(1) 給付付き税額控除

給付付き税額控除は、導入事例から 4 つに類型化される。第一は勤労税額控除で、勤労を条件に税額控除を行うことで就労インセンティブを高め、所得が増えると控除額が減ることによる自発的失業を回避

する狙いがある。第二は児童税額控除で、対象となる子供の数により税額控除を行うことから、少子化対策としての効果も期待される。第三は社会保険料負担軽減税額控除で、税と社会保険料の合計額の範囲内で税額控除を行うしくみで、控除後の税額がマイナスになっても給付を行わないという特徴がある。第四は消費税逆進性対策税額控除で、所得と世帯構成に応じた定額が還付される。いずれも所得の正確な把握が条件になるが、社会課題への対応に効果があると推測される。

また、給付付き税額控除と言っても、必ずしもすべての国が税額から控除し、控除しきれない額を給付するわけではなく、英国のように全額給付で対応する国もあれば、オランダのように税額控除のみ行う国もある。税額控除を行う場合は基本的に確定申告時の 1 回のみであるが、全額給付で対応する場合は、四半期ごと、毎月等の給付という設計が可能である。

(2) デジタル・セーフティネットの構築

当研究会がこれまで指摘してきたデジタルを活用して所得情報を基に効果的・効率的な社会保障を提供するセーフティネットを構築する考え方は、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）に、「デジタル・セーフティネット」の検討として明記された。この考え方は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においても目指す社会の姿として引き継がれていると考えられる。

産業構造の変化や生成 AI をはじめとする新しいデジタル技術の発達等により、社会に求められる人材やスキルが大きく変化する。労働市場におけるミスマッチが拡大している。このような状況を打破するにはリスキリングや学び直しにより労働者の人的資本を向上させ、一人当たりの労働生産性を高め賃上げにつなげる政策が求められる。英国やドイツの給付付き税額控除は、基本的に勤労（あるいは求職活動）を条件としており、生活保護制度とは一線を画している。

このように「雇用の流動化」を支え「人的資本の向上」を目指す政策の下では、労働者が成熟（あるいは衰退）分野から成長分野へとスムーズに移動し、企業の生産性の向上を通じて継続的な賃上げが可能になる。これは、雇用保険から零れ落ちる者への支援である「第 2 のセーフティネット」の抜本的な拡充につながる考え方である。給付付き税額控除を第 1 のセーフティネットである雇用保険などの社会保険と、第 3 のセーフティネットである生活保護の間に位置付ける、就労促進を主眼とする制度（勤労税額控除）として構築してはどうか。

2.2 英国のユニバーサルクレジット

英国のユニバーサルクレジットは、2013 年に導入された勤労税額控除、児童税額控除の 2 つの税額控除と、住宅手当や所得補助等の 4 つの社会保障を統合した税と社会保障が一体化したしくみで、申請の簡素化や制度間の給付要件の違いによる歪みが解消された。9 月の自民党総裁選で、持続可能な社会保障の構築を目指す構想として「日本版ユニバーサルクレジット」の創設を掲げる候補もあり、関心

なお、英国では金融資産の保有額を給付の要件としているが、それには預貯金口座へのマイナンバー付番が不可欠であり、付番の推進が必要である。当面はマイナンバーで把握している金融所得を活用することが考えられるが、預金等の利子所得と平仄をとった形での検討が必要である。

情報連携
給付情報

ユニバーサルクレジット対象者の所得情報^{*2}

納税は年1回だがMTD ITSA導入後は四半期ごとに所得の申告が必要^{*4}

申告納税

控除額以上の収入がある場合

所得情報 (ユニバーサルクレジット対象者)

給付情報

雇用年金省 (DWP)

年金

ユニバーサルクレジット

障がい者生活給付

児童手当

遺族給付

...

社会保障

歳入関税庁 (HMRC)

税務申告

タックスコード

PAYE

プラットフォーム^{*3}

金融機関

雇用企業

個人事業者 (副業を含む^{*1})

従業員

国民

HMRCへの申請によりPAYEのタックスコードが見直されるため、確定申告は不要

※実線は税・社会保障に使用される情報、破線は確認または修正が必要な場合に使用される情報

5

2.3 所得情報の正確・迅速な把握

デジタル化やグローバル化により所得格差は拡大し続けていると言われる。パンデミックや激甚災害、物価高騰等の影響も均一ではない。支援を必要とする国民が適切な支援を受けられるようにするためには、所得情報の正確・迅速な把握が不可欠である。

(1) 支払調書の充実

所得情報は、税務当局が給与所得、退職所得、弁護士・税理士・外交員等の報酬、原稿料、講演料等を支払調書により収集しているが、提出範囲は予め法律で定められており、法律に定めない職種や限度額以下の場合には提出が免除される。民泊や雇用関係のないフードデリバリー、オンラインマーケットプレイスでの自作の商品の販売等、働き方の多様化に伴い増加しているフリーランスやギグワーカーは、多くの場合源泉徴収が行われておらず、支払者による調書の提出も行われていない。また、金融に関する情報は、証券関係に限られている。適正な給付のための所得情報収集には、現在の限定列举の規定を改め、支払調書の提出範囲や源泉徴収義務の充実や拡大が効果的であると考えられる。

EU では、2021 年に採択されたデジタルプラットフォーム事業者に課した販売者の収益の報告義務（DAC7）が既に発効し、ドイツ、フランス、オランダ等、国内法の整備が完了した多くの国の間で情報交換が開始されている。また、OECD のシェアリングエコノミーおよびギグエコノミーの売主に関するプラットフォーム運営者による報告のためのモデルルール（モデルレポーティングルール）に基づく自動的な情報交換に関する多国間協定には、2025 年 7 月時点で EU 各国や英国、カナダ等 31 カ国が署名し、有効な二国間で情報交換が行われている。

一方、国内のデジタルプラットフォーム事業者は、OECD のモデルレポーティングルールに適合する情報報告義務を課すことには様々な課題がある。情報交換の項目として販売者の氏名、住所、生年月日、納税者番号（法人の場合は企業名、住所、納税者番号）を報告する必要があるが、国内のシェアリングエコノミーのプラットフォーム事業者は、連絡手段が確保できれば必ずしも氏名や住所の登録を必要としない場合があることに加え、マイナンバー法で民間事業者の番号取得・活用は、税、社会保障、災害対策目的の利用を除き禁止されているためである。エントリーのハードルが低いことがシェアリングエコノミーやギグエコノミーの普及に寄与している側面もあるため、プラットフォーム事業者に情報提供義務を課することが取引拡大の阻害につながらないかといった懸念もある。

しかし、国内のプラットフォーム事業者の情報提供が受けられなければ、国際的な情報交換の枠組みに参加することはできない。既に一部のデジタルプラットフォーム事業者は、シェアリングエコノミーの販売者やギグワーカー等に対し収入情報の提供を行っているが、タックスコンプライアンスの観点からも、業界ルールとして一定規模以上のデジタルプラットフォーム事業者には年間取引報告書の提供を義務化することから始

め、支払調書の提出等により税務当局への情報義務を課すことへと検討を進めていくことが必要と考えられる。

(2) リアルタイムインフォメーションの必要性

日本では、企業等の源泉徴収義務者は源泉徴収した所得税等を、原則、給与等を支払った月の翌月 10 日までに税務署に納付する必要があるが、源泉所得税の納付書兼所得税徴収高計算書で報告する内容は、給与や報酬等の区分単位の人数と支給額の総額、源泉徴収税額の合計額等にとどまり、個人単位の情報は記載されない。すべての情報を紙ベースでやりとりしていた時代には、個人単位の情報を毎月報告することは報告する側にとって負担が大きかったことに加え、税務当局としても、個人ごとの所得や源泉徴収税額の情報は最終的な納付額が確定する年末調整後の情報しか必要としないことから、あえて源泉徴収義務者の負担を増やす改正は行わなかったものであろう。

しかし、支援の必要な生活困窮世帯等を対象とした効果的な給付を行うには、所得の正確・迅速な把握が必要である。新型コロナウイルスのパンデミック時のような家計急変に対処するには、年 1 回の所得把握では不十分なのは明らかである。既に電子的にデータを管理している企業等にとっては、個人別の所得や源泉徴収税額の情報を税務当局にデータで報告することは、コスト面でも手間の面でもさほど難しくはないはずである。個人別の情報を毎月報告することが難しい企業等には特例を認める等して、源泉所得税の納付時に個人ごとの所得や源泉徴収税額の情報を報告する方向に順次移行していくことが必要であろう。

英国のリアルタイムインフォメーションは、年度末の従業員の給与等に関する報告書の提出まで歳入関税庁で把握できなかった控除額や所得税の源泉徴収額等の誤り、推定値に基づいて行っていた福利厚生給付を月次で調整する制度に改めたもので、月次の所得情報の精度向上につながっただけでなく、ユニバーサルクレジット導入の基盤ともなった。なお、リアルタイムインフォメーションの導入に伴い、事業者に課されていた従業員の給与等に関する年度末の報告書は廃止された。

年末調整は情報の収集や伝達に手間やコストがかかっていた時代に、課税給与所得金額を効率的に確定する方法として導入されたと考えられるが、デジタル化時代にも最適な制度とは限らない。わが国でも、e-Tax の普及や法定調書の情報を申告時に納税者に還元する日本版記入済み申告制度の導入・拡大、副業の増大等による確定申告が必要な給与所得者の増加等の確定申告を巡る環境変化が生じている中で、「概算的」な源泉徴収を英国と同様の「累積型」に改める等、制度全体の抜本的な見直しを検討すべきであろう。

2.4 ガバメント・データ・ハブ（仮称）の提言

わが国で効果的な給付を実現するためには、英国のリアルタイムインフォメーションのような正確で迅速な

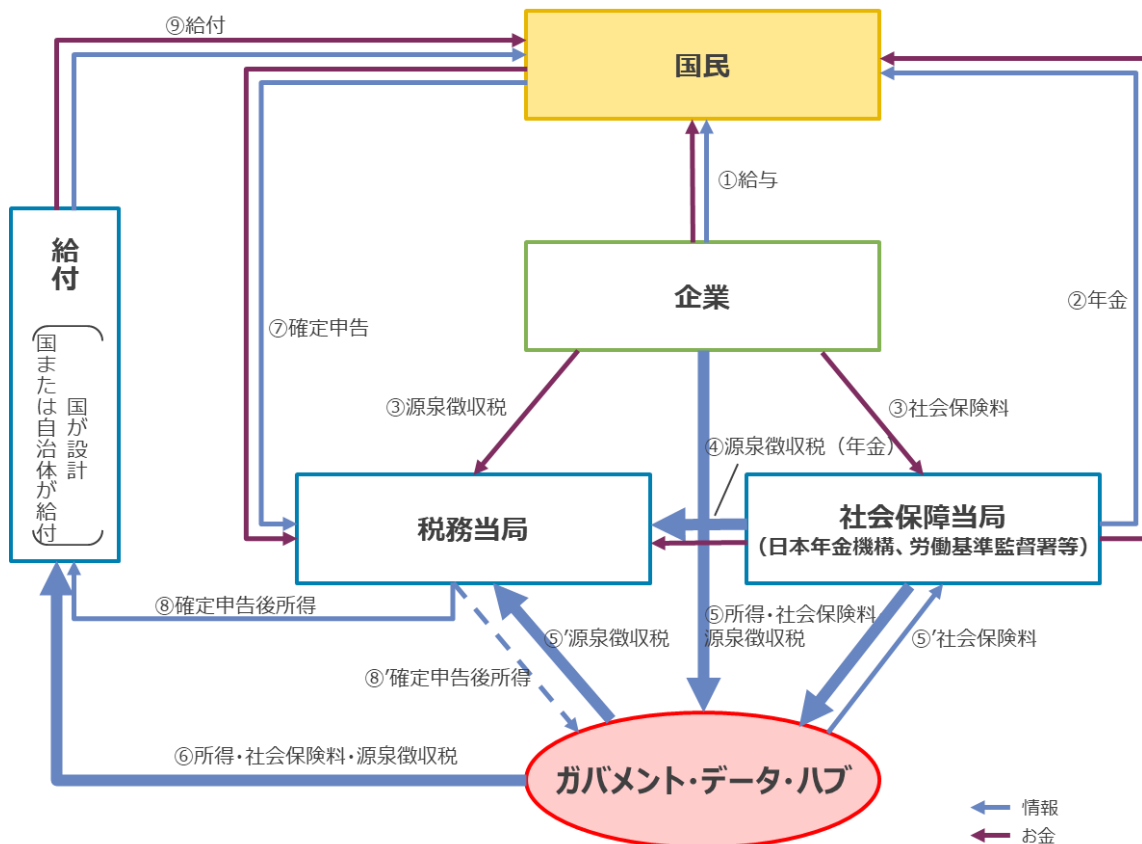
所得の把握と、それを給付につなげる情報連携システムが必要となる。具体的には、所得把握については、企業が給与所得者の毎月の給与、源泉徴収税、社会保険料等を支払と同時に税務当局に報告すること、および働き方改革等で増加したフリーランスやプラットフォームで単発の仕事を得るギグワーカーについて、前述のように、フリーランスに発注・支払いをする事業者やギグワーカーの仲介プラットフォーム事業者から税務当局に所得情報を報告する制度（支払調書制度）を拡充することである。その上で、税務当局に報告される所得情報をタイムリーに給付官庁に情報連携するシステムの構築が必要になる。デジタル庁では、2025 年度をターゲットに、自治体の住民データの標準化とガバメントクラウドを活用した情報連携の基盤整備（公共サービスメッシュ）に向けた作業が進められており、ガバメントクラウドで個人の所得データと給付等のサービスを連携させるインフラは整いつつある。

本研究会では、「ガバメント・データ・ハブ」（仮称）の構築を提言してきた。2022 年 1 月に開始された国税庁認定のクラウドサービス等を利用した法定調書の提出により、税務当局に提出される前の段階で、他の行政機関と連携するしくみが整理された。このしくみは、法令に基づき、これまで企業から各行政機関に提出していた各種資料について、企業が民間提供のクラウドサービス上にデータを保存し、そのデータへのアクセス権を各行政機関に付与するもので、各行政機関がアクセス権を用いて当該データ入手することにより、各行政機関への個別の資料の提出が不要となる。デジタル・ガバメントの原則であるワンスオンリー原則に適用し、企業から国が構築・運用するクラウドサービスに提出された所得情報を、税務当局と自治体・社会保障官庁の双方が利用する「ガバメント・データ・ハブ」とすることで、所得情報と給付の連携が図れるようになる。

企業が保有する電子データに各行政機関が各々アクセスするしくみなので、情報共有の迅速化、情報の保護という利点がある。加えて、行政機関が収受した情報の二次利用ではなく、生の電子データへのアクセスであるため、行政機関にとって個人情報保護や守秘義務等の制約が少ないと考えられる。民間のクラウドサービスを利用するしくみには所得・資産情報の提供への抵抗が少ない等のメリットがあると考えられる一方、現在のしくみでは企業とクラウドサービス事業者の間でクラウド利用契約の締結が必要となり、初期投資費用やクラウド利用料などの負担が生じて活用のインセンティブが働かないこと、民間企業が既に利用しているクラウドサービスへのアクセス権を与える場合には民間企業側に抵抗感が生じること、など多くの課題がある。

2024 年 1 月に始まった新 NISA では、各金融機関から一定のクラウドを利用して提供される情報を国税庁が名寄せして、複雑化した非課税保有限度額の管理に活用するとしている。これと同様に、現在、年末に国税庁と納税者本人に通知されている源泉徴収票や特定口座の年間取引高報告書等の所得に関する情報を、雇用する企業や金融機関等からガバメント・データ・ハブに月 1 回提供することで、社会保障官庁や自治体に共有するリアルタイムインフォメーションに類似した情報連携が可能になる。ガバメント・データ・ハブを国が構築・運用することで、民間の利用も促進される。公共サービスメッシュが構築されればシステム的には税と社会保障の連携が可能になるが、連携の対象とするデータおよび頻度等について、政策的な検討を進めておく必要がある。

図表 2 ガバメント・データ・ハブによる税（所得情報）と社会保障給付の連携（イメージ）



なお、現在、給付は国からの交付金を財源として、市町村等の基礎自治体を実施している。給付事務を行う基礎自治体の負担が大きいことが課題であるが、給与等の源泉徴収票（所得税）の提出範囲が給与等の年間支払額 500 万円以上で住民税が非課税となる所得水準を大きく上回ることで、賦課課税を行っている自治体の方が年収額を正確に把握していること、世帯の情報は住民基本台帳に記録されていること、給付の受取について申請が必要であること等の理由によるものと考えられる。

2027（令和 9）年 1 月 1 日からは、給与支払者等が市町村に給与支払報告書等を提出した場合は税務署に源泉徴収票を提出したものとみなされるようになり、提出範囲も給与支払報告書と揃えらとされている。自治体が税額決定のために実施する調査の精度には及ばないが、給与所得者の所得情報は国も把握できるようになる。世帯情報は、マイナンバーを使用して住民基本台帳の世帯コードを参照することで現在でもある程度は把握可能であるが、単身赴任や DV 等の情報までは基礎自治体でないとわからない。給付付き税額控除の主眼が就労促進であることや、世帯情報の把握の困難さ等を勘案すると、給付は個人単位が望ましいと考えられる。社会保険料を負担している勤労者に限定することで、高所得者の扶養親族等の就労意欲の低い個人を除外することも可能になる。また、マイナポータルに登録されている公金受取口座情報を使用し、国がプッシュ型で給付を行うことも考えられる。そのためにも、ガバメント・データ・ハブに毎月提供する所得情報は限度額を設けず、提出を求めるべきである。

2.5 社会保障の応能負担

社会保障の持続可能性確保には、安定的な財源の確保や働き方に中立的な制度の確立等とならんで給付と負担のバランスの確保が必要であるが、効率的・効果的な給付と併せて、社会保障の応能負担にも取り組むべきである。

社会保障における応能負担の考え方は、古くは「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）の「負担能力に応じた公平な負担のためには、所得だけでなく金融資産等の保有状況も考慮に入れることが必要」等に見ることができるが、保険料の徴収等に金融資産等の保有状況を考慮することは、これまでは把握が十分にできないために進んでこなかった。

しかし、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）³では、「『全世代型社会保障』は、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、それぞれの人生のステージに応じて、必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものであり、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心となっているこれまでの社会保障の構造を見直していく必要がある」として、2028 年度までに実施について検討する取組として、医療・介護保険における負担に金融所得、金融資産等の保有状況を反映することを挙げている。期限が切られたことで、具体的な取組が必要になった。

金融所得については、既に金融所得を社会保険料負担に反映させる検討が進んでおり、この状況を見守る必要がある。

一方、金融資産の正確な把握には預貯金口座へのマイナンバー付番が必要であるが、強制力がないこともあり、普及は進んでいない。2024 年 4 月 1 日からは、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（口座管理法）に基づく預貯金口座へのマイナンバー付番が開始された。預貯金者はマイナンバーを金融機関に告知する義務はないが、金融機関の預貯金口座への付番を促進するしくみや、災害時や相続時に口座に関する情報を得られるようにする制度の創設が盛り込まれたにも関わらず、付番は進んでいない⁴。今後の課題としては、公平性の観点から、不動産等、金融以外の資産の評価や、未実現利益や負債に対する考え方等も含め、資産課税等も絡めた整理が必要と考えられる。

³ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/zensedai_shakaihosho_kochiku/dai10/siryou2-2.pdf

⁴ 預貯金口座への付番が進めば、住民税（利子割）偏在の問題の解消にもつながると考えられる

3 デジタル技術と税制

3.1 BEPS2.0/デジタルサービス税/デジタル広告税

2021 年 10 月の歴史的合意とまで言われた BEPS（税源浸食と利益移転）包摂的枠組み（BEPS2.0）の 2 つの柱は、いまだに最終化に向けた取組が行われている。トランプ政権は 2025 年 1 月に OECD/G20 の包摂的枠組合意からの離脱を宣言し、米国企業に対する課税権の市場国への移転を認めない方針を示した。市場国への新たな課税権の配分に関する第 1 の柱の多数国間条約については、米国の署名・批准が事実上の発効条件とされたことから発効の見通しは立っていない。グローバル・ミニマム課税に関する第 2 の柱については、6 月 28 日に G7 が米国親会社グループを例外的に扱う「共存」システムについて共通の理解に達したとする声明を公表した。国内では令和 5 年度から令和 7 年度の税制改正で所得合算ルール（IIR）、軽減課税所得ルール（UTPR）、国内ミニマム課税（QDMTT）を創設済みである。一方、トランプ政権が UTPR と並んで域外適用的であるとして問題視するデジタルサービス税（DST）は、発効と引き換えに廃止すると決まっている第 1 の柱の多数国間条約の発効が見込めないため、貿易交渉の中で撤回を表明したカナダを除き、当面は維持される見通しである。

市場国課税は、物理的な拠点がない企業に対する課税を認めるデジタルエコノミーにおける新たな課税ルールで、米国は米国企業に対する域外課税であると反対しているが、米国内の多くの州の売上税は、既に消費地で課税している。また、市場国課税については、Meta や Google、Amazon 等の市場支配力のある企業は価格に転嫁することができるので、結局は自国の消費者が負担することになるとも言われている。

米国メリーランド州が 2021 年に導入したデジタル広告税は、世界売上高が 1 億ドルを超える大企業を対象に、デジタル広告サービスから得られた売上収入の最大 10%を課税するものであるが、印刷物の広告は売上税が非課税であることや、税額を別枠の手数料や追加料金等により直接転嫁することを禁じていること等について、数次にわたる訴訟が行われている。デジタル広告は従来の広告の一形態に過ぎず、デジタル広告に対する差別的課税はインターネット課税免除法（Internet Tax Freedom Act）に反するという主張に対し、メリーランド州は、新たな可能性と影響力を持つデジタル広告は、従来の広告とは根本的に異なると主張している。

デジタル広告については、精神衛生上の脅威や過激主義等が社会問題化しているソーシャルメディアがもたらす弊害の除去という観点から、ソーシャルメディアの収益モデルの基盤となっているデジタル広告収入に高税率の物品税（罪の税=sin tax）を課すことが、米国の有力経済学者等から提言⁵されている。デジタル広告収入が減少し、ソーシャルメディアが有料の購読契約に移行することで、コンテンツとユーザーエクスペリエンスの品質向上を図れるとの期待がある。

一方で、たばこやアルコール、賭博等に対する悪行税は健康リスクの高い人が税を直接負担するのに対

⁵ Paul Romer (2021), “Taxing Digital Advertising”, Daron Acemoglu and Simon Johnson (2024), “The Urgent Need to Tax Digital Advertising” 等

し、デジタル広告は出稿者とソーシャルメディアの利用者が異なるマルチサイドビジネスであること、および良識ある一部の広告主やソーシャルメディアプラットフォームが購読料モデルに移行しても、より粗悪なソーシャルメディアプラットフォームがフリーミアムモデルで利用者を増加させる可能性があること等から、悪行税の効果は限定的となる可能性があるという指摘もなされている。

ソーシャルメディアのフェイクニュースが社会の憎悪や分断をあおるという弊害をもたらしている今日、米国のノーベル賞学者が提言する悪行税としてのデジタル広告税の導入の動きには注目したい。

3.2 暗号資産と税制

金融庁の令和 8（2026）年度税制改正要望に、「暗号資産に係る課税の見直し」が盛り込まれた。2024 年 12 月の自由民主党・公明党「令和 7 年度税制改正大綱」で、暗号資産を広く国民の資産形成に資する金融商品として業法の中で位置づけ、投資家保護のための必要な法整備をするとともに、取引業者等による取引内容の税務当局への報告義務の整備等を行うことを前提に、暗号資産取引に係る課税の見直しを検討するとされたことを踏まえたものである。背景には、投資家による暗号資産の取引・保有が拡大していることに加え、海外と比べて日本の税制が厳しいことによる国際競争力の観点、海外で上場されている暗号資産 ETF の国内での組成を求める動きが強いこと等がある。

日本では、暗号資産は資金決済法で支払手段として位置づけられているため、取引により得られた利益は雑所得とされ、総合課税（累進税率）の対象である。国民の資産形成に資する金融商品として優遇税制（20%の申告分離課税、損益通算等）の対象とするためには、金融商品取引法による情報開示、違法な勧誘の禁止等の投資家保護のしくみ等の整備が不可欠であるとされ、法改正が検討されている。

革新的な技術への税制の対応を考える場合、2 つのアプローチがある。ひとつは既存の法律・会計・税制に当てはめる方法（「当てはめアプローチ」）で、2017 年 12 月に公表された国税庁の見解で、暗号資産の売却等による損益の取り扱いが原則として雑所得に区分され、総合課税の対象となったことがまさにこれに該当する。これは、資金決済法で暗号資産が、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値」と支払手段に類する位置づけがなされた（第 2 条 5 項）ことから、日本円と外貨を交換した際に生じる為替差益と同じ扱いに「当てはめた」ことによる。問題となっている法人の自社保有暗号資産の時価評価も、「あてはめ」の結果である。このアプローチでは無理や不都合が生じ、結果としてビジネスが阻害される可能性もある。

一方で、暗号資産取引の中には資産の譲渡として譲渡所得扱いとした方がふさわしいものもある。ただし、暗号資産はすべてが有価証券と同様の規制ができるわけではない。暗号資産の中にはビットコインやイーサリアムのように、広く流通しているため発行体規制やインサイダー取引規制にそぐわないものがあるほか、取引所を介さないウォレットでの取引や、ウォレットで取引が行われたあと取引所で行われる取引等もある。そこで、新たな「発明」にふさわしい法律・会計・税制のルールをつくる方法（「抜本的アプローチ」）

が必要となる。根本からしくみを作るので、整合性のとれたものになる。欠点は時間がかかるため、その間ビジネスの遅れが生じることである。発行体やウォレット取引は、暗号資産の本質に関わる事項であり、どこまでが優遇税制の対象とされるのか、金融当局や税制当局の取扱いが注目される。

「当てはめアプローチ」には限界があるので、「抜本的アプローチ」を期待したい。それには政府部内に司令塔を置き、そのもとで法律・会計・税制の抜本的な対応策を、スピード感をもって行うことが必要である。

3.3 税制のデジタル・トランスフォーメーション

税制のデジタル・トランスフォーメーションでは、これまでは税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用、事業者のデジタル化促進等が中心的に取り組まれてきた。しかし、これまで見てきた通り、アナログ時代に最適であった税制が、デジタル時代にも最適であるとは限らない。制度を根本的に見直すことも必要であると考えられる。

(1) 個人住民税の現年課税化

住民税の現年課税化は、1968（昭和 43）年の政府税制調査会の「長期税制のあり方についての答申」で、「現在、住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得者以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。」とされて以降、検討が続けられている。転職の増加、フリーランスやギグワーカー等の所得の変動の大きい働き方の増大、増加を続ける外国人労働者が 1 月 1 日前に帰国すると課税できないこと等を踏まえ、2023（令和 5）年の政府税制調査会の「我が国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－」では、「個人住民税においては、働き方の多様化や、マイナンバーやデジタル技術の活用等が進んでいくことを念頭に置きながら、現年課税化に係る課題と対応のあり方について検討していくことも重要」とされ、個人住民税の現年課税化はこれまで以上に必要性が高まっている。東京都税制調査会でも、税務事務のデジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえ、現年課税化について引き続き検討を進めていく必要があるとされる⁶など、実務を担う側の関心も高まりつつある。

現年課税化の課題は、移行時に納税義務者に移行前年の所得と移行年の所得に重複して課税負担が生じること、および個人住民税額の計算や源泉徴収、年末調整等の事務負担を誰が行うかにある。前者については、2 年分をまとめて徴収することは不可能であるが、かといって 1 年分は徴収しないと

⁶ https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/tax/10_5

公平性の問題が生じる。数年に分けて徴収する等の制度設計の工夫が必要かもしれない⁷。後者については、現在は、個人住民税は賦課課税方式が採用され、各市町村の税務部局が前年度の給与支払報告書や公的年金等の支払報告書、確定申告書等に基づき住民税額を計算し、住民税決定通知書を納税者本人や特別徴収を行う企業に送付している。現年課税化を行うと、1月1日現在の住所地の把握と住民税額の計算の役割が市町村から企業に移行し、企業にとっては過度な負担となるだけでなく、給与以外の報酬等でも住民税の源泉徴収が必要となる。年末調整については、所得税方式は企業が各自治体の税率や独自事項を反映させる必要があるが、市町村精算方式の場合は各市町村が最終的な税額を決定して納付または還付を行う。

国民の多く、特に所得税も個人住民税も給与から天引きされる企業の従業員は、今年の所得に対する課税か、前年の所得に対する課税かはほとんど意識していない。地方税は自治体が一定の範囲で独自に税率を決定できるとされているが、実際には所得割の税率はほとんどの自治体で基準税率が採用されており、累進税率制ではないため所得税よりも年末調整が容易との指摘もある。地方税については共通納税システムが導入済みで、均等割については市町村が独自に徴収することや、カナダのように国税と地方税を併せて徴収する案なども考えられる。保険料控除、住宅ローン等控除等の所得税との計算方法の違い等はあるが、退職所得は現年課税されていることも考慮すると、デジタル化等の技術を駆使すれば、地方税の現年課税化のハードルは予想よりも低い可能性がある。

昼夜間人口の違い、遠隔地での就業や就学、サービス享受等のオンライン生活、二拠点生活の普及等の変化やふるさと納税の拡大等により、現行の地方税のしくみは、地域社会の会費としての住民税の性格に適合しない部分が生じてきている。住民税は市町村にとって非常に大きな負担となっている賦課課税方式である必要があるのか、1月1日現在の住所地に1年分の住民税を納付する必要があるのか等、検討すべき要素は多いと考えられる。源泉徴収を累積型にすることで、扶養親族等の異動や特定扶養親族等の控除を月次の源泉徴収に織り込むことも可能である。副業等が増えて多くの人が確定申告をするようになれば、年末調整の必要性自体、見直しが必要となる可能性もある。賦課課税方式から申告納税方式への変更、リアルタイムインフォメーションの導入、住民税を納付する団体の当月1日の住所地への変更等、マイナンバーカードが広く普及してきたことを前提に、改めて最適なしくみを検討することが必要と考えられる。

(2) 超富裕層への課税

AI、特に生成AIの普及には目覚ましいものがある。経済・社会に及ぼす影響はまだ必ずしも明確になっていないが、ホワイトカラー、頭脳労働の分野で人間の労働を補完するものから代替するものへの転換が起こり、ロボット型のAIとは異なる影響が生じることが予想される。特に従来に比べて高スキルの労働力のAI/生成AIへの代替が始まると、生き残れるのは一部の非常に高度なスキルを有する労働者に限定され、所得格差がさらに拡大することが見込まれる。

⁷ 移行期の1年間だけの問題なので、「割り切り」という意見もある

令和 5 年度税制改正で、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置（富裕層ミニマム税）が導入された。個人でその年分の基準所得金額が 3 億 3,000 万円を超えるものについて、税率が所得税の最高税率の 2 分の 1（22.5%）になるよう追加課税を行うもので、おおむね平均的な水準として、30 億円を超える高い所得が対象となるとされる。所得が 1 億円を超えたあたりから所得税負担率が低下する「一億円の壁」問題に対応する措置である。

超富裕層の所得税負担率が低いのは世界的傾向である。2024 年にブラジル・リオデジャネイロの G20 財務省・中央銀行総裁会議で採択された「国際租税協力に関する G20 閣僚リオデジャネイロ宣言」には、累進税制は格差是正や強固で持続可能で均衡ある包摂的な成長（SSBIG）等を達成するための重要な手段のひとつであるとして、超富裕層にタックスコンプライアンス確保を求めるとともに、超富裕層への課税に焦点を当てた国内法改正と国際的な税務協力に取り組むこと等が盛り込まれた。

資産そのものに課税する富裕税は、1990 年代に欧州をはじめとする各国で導入されたが、資産は国外逃避が容易であることや徴税コストの問題等から多くの国で廃止や縮小され、フランスでも富裕税の対象が資産価値 130 万ユーロ超の不動産のみに縮小された。OECD 諸国で残っているのはコロンビア、ノルウェー、スペイン、スイスくらいとされる。一方、国際的な脱税、租税回避の抑止を目的に導入された共通報告基準（CRS）に基づく自動的情報交換が、効果を発揮することが期待されている。税負担の公平性や適正化の観点からは、超富裕層の資産や未実現利益等に対して課税するという考え方もある。富裕層ミニマム税については必要に応じて再検討すべきとの意見もあるが、本年から導入されるしくみであり、まずは適用状況や政策効果について見極めることが必要と考えられる。

4 デジタルエコノミーと税制研究会メンバー

●座長

森信 茂樹 東京財団 シニア政策オフィサー、ジャパン・タックス・インスティテュート 代表理事

●委員（五十音順）

青山 慶二 千葉商科大学大学院 客員教授
安念 潤司 中央大学法科大学院 教授
伊藤 洋 新経済連盟政策部 副部長
上田 祐司 シェアリングエコノミー協会 代表理事、株式会社ガイアックス 代表執行役社長
大崎 貞和 野村総合研究所未来創発センター フェロー、東京大学 客員教授
岡 直樹 東京財団 上席フェロー
小笠原 泰 明治大学国際日本学部 教授
工藤 貴礼 三井住友信託銀行業務部 制度・業務企画チーム長
佐藤 主光 一橋大学経済学研究科 教授
永田 寛幸 資本市場研究会 常務理事、立教大学大学院経済学研究科 特任教授
鳴島 安雄 税理士
増島 雅和 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士
松尾 元信 日本証券業協会 副会長・専務理事
松原 仁 京都橘大学工学部情報工学科 教授
柳川 範之 東京大学大学院経済学研究科 教授
渡辺 徹也 早稲田大学法学学術院 教授

●オブザーバー（五十音順）

今川 拓郎
大柳 久幸
寛 文貴
竹内 啓
田邊 光男
能村 幸輝
林 良樹
村木 圭
山崎 大介
吉越 文
安河内 誠
杉山 亜希子 Airbnb Japan 株式会社公共政策本部 上席渉外担当

●事務局

稲葉 由貴子 株式会社NTTデータ経営研究所社会・環境システム戦略コンサルティングユニット シニアスペシャリスト
三田 雄登 株式会社NTTデータ経営研究所社会・環境システム戦略コンサルティングユニット コンサルタント

5 研究会の開催概要

第 39 回 2025 年 3 月 5 日

- ◆ 英国ユニバーサルクレジット

第 40 回 2025 年 5 月 22 日

- ◆ 暗号資産を巡る最近の主な動き（主なもの）と課税上の取扱いの展望

第 41 回 2025 年 7 月 22 日

- ◆ デジタルアセット規制と税制改正

第 42 回 2025 年 9 月 2 日

- ◆ 歳入法典 899 条と G7 合意 – 不当な外国勢としての UTPR および DST –

第 43 回 2025 年 10 月 22 日

- ◆ 新経済連盟 2026 年度税制改正提言
- ◆ 報告書について

6 引用・転載について

当研究会の報告書の一部を引用・転載される場合には、出典（研究会名、報告書のタイトル等）の表記をお願いします。引用・転載された場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

デジタルエコノミーと税制研究会事務局

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-9 JA 共済ビル 9 階

株式会社 NTT データ経営研究所

社会・環境システム戦略コンサルティングユニット

TEL : 03-5213-4295

担当 : 稲葉 (inabay@nttdata-strategy.com)

三田 (mitay@nttdata-strategy.com)